



有価証券の譲渡所得課税：
クロス取引とみなし譲渡の観点から

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 日下, 文男 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00001168

有価証券の譲渡所得課税

—クロス取引とみなし譲渡の観点から—

日下文男

I はじめに

平成12年度の法人税法改正においては、金融取引課税の抜本的な改正が行われた。すなわち、企業会計における金融商品の時価評価の導入（平成12年4月1日以降開始事業年度から実施）に併せて、金融取引課税にも時価評価の制度が導入された。租税法では、金融商品の評価について技術的な計算手法をもち合わせていないので、必然的な結果として会計上の規定を踏襲した形で租税法に導入することとなった。

会計上の規定として、金融商品に関する包括的かつ一般的な会計処理の基準として、1999年1月22日に企業会計審議会から公表された「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（以下、この意見書の前半部分を「金融商品会計意見書」、後半の基準部分を「金融商品会計基準」という）がある。さらに、上記の金融商品会計基準の設定を受けて、日本公認会計士協会は、実務上の個別問題についての具体的な考え方、判断基準、会計処理及び表示方法等を整理統合して、「金融商品会計に関する実務指針」（2000年1月31日、日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号、以下、「金融商品会計実務指針」という）を公表している¹⁾。

有価証券の課税上の取扱いについても、平成12年度の法人税法改正により大きく変化した。それまでの取得原価主義一辺倒から、時価主義が導入されたことによって、有価証券の課税に大きな変化をもたらした。

本稿では、有価証券の譲渡所得課税について、クロス取引とみなし譲渡の観点から検討を加える。クロス取引は、有価証券の売却と同時に同一有価証券を同数及び同価額で購入する取引をいう（その逆に、購入と同時に同一有価証券を同数及び同価額で売却することも含む）。会計上も税務上（ここでいう税務上とは会計上との対比で用いるもので、租税法令及び通達のみならず、実務的な慣行を含む広い概念をいう。以下同様）も、クロス取引は一定の有価証券の売買取引について、当該取引を認識しないこととしている。

また、有価証券のみなし譲渡とは、法人が保有する有価証券の保有目的区分の変更があっ

た場合に、区分変更前の有価証券を時価又は帳簿価額で譲渡したとみなすことをいう（ただし、後述する所得税法等に規定する伝統的なみなし譲渡は、現実に資産の移転（譲渡）がある点に、有価証券のみなし譲渡と大きな違いがある）。

このように、本稿では、資産の移転があるにもかかわらずそれを認識しないクロス取引と資産の移転がないにもかかわらず移転があるとするみなし譲渡の対比を考察する。

まず、クロス取引については、法人が行った取引について、それを売買取引と認めない税務上の理由を検討する。税務上の取扱いは会計上の取扱いに準じたものであるが、その理由が課税理論上妥当かどうかを検討する。そして、税務上は、クロス取引を売買取引と認識しないと規定しているのは法人税基本通達であるが、課税要件に係る事項を通達のみで規定することの妥当性を検討する。さらに、個人が行ったクロス取引の取扱いについて、クロス取引を売買取引と認識しているが、それが妥当かどうか裁判例を交えて検討する。

次に、みなし譲渡については、所得税法等に規定する伝統的なみなし譲渡と有価証券のみなし譲渡との本質的な差異を検討し、有価証券のみなし譲渡課税は、課税理論上妥当かどうかを検討する。

本稿では、税務上、クロス取引とみなし譲渡とを対照的に検討するとともに、会計理論と租税理論の対比も考えたい。すなわち、譲渡したものを譲渡していないとすること（クロス取引）、あるいは、譲渡していないものを譲渡したとすること（みなし譲渡）、このようにまったく正反対の取扱いを会計上及び税務上から検討する。

なお、本論に入る前にここで「金融取引」、「金融商品」、「金融資産」、「金融負債」といった用語の定義及びその範囲を明確にする必要がある²⁾。

金融取引については、本稿では基本的に金融資産、金融負債そのものが取り引きされることと理解するとともに、本稿での検討の対象にはなっていないが、文脈に応じて当該金融資産、金融負債に付随した取引（利子、信託報酬など）、リスクを引き受けることにより生じる取引（保険料、保証料など）を含めて用いることとする。

また、金融商品会計基準等のなかに、金融商品等の定義がなされている。まず、金融商品とは、金融資産、金融負債及びデリバティブ取引に係る契約を総称していうこととする（金融商品意見書Ⅲ、一、1）。次に、金融資産とは、現金、他の企業から現金若しくはその他の金融資産を受け取る契約上の権利、潜在的に有利な条件で他の企業とこれらの金融資産若しくは金融負債を交換する契約上の権利、又は他の企業の株式その他の出資証券をいう（金融商品会計実務指針4）³⁾。最後に、金融負債とは、他の企業に金融資産を引き渡す契約上の義務又は潜在的に不利な条件で他の企業と金融資産若しくは金融負債（他の企業に金融資産を引き渡す契約上の義務）を交換する契約上の義務をいう（金融商品会計実務指針5）⁴⁾。さしあたり本稿では、金融商品、金融資産、金融負債の定義及びその範囲を会計学上のそれ

として議論する。

II クロス取引

(1) 会計上のクロス取引

金融商品会計実務指針では、金融資産を売却した直後に同一の金融資産を購入した場合又は金融資産を購入した直後に同一の金融資産を売却した場合で、譲渡人が譲受人から譲渡した金融資産を再購入又は回収する同時の契約があるときは、金融商品会計基準（第二.二.1.(3)）の金融資産の消滅の認識要件を満たさない⁵⁾ので、売買として処理しない。譲渡価格と購入価格が同一の場合、又は譲渡の決済日と購入の決済日とに期間があり当該期間に係る金利調整が行われた価格である場合は、譲渡人が譲受人から再購入又は回収する同時の契約があると推定する（金融商品会計実務指針42）。

金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転したときは、当該金融資産の消滅を認識しなければならない（金融商品会計基準第二.二.1.）。しかしながら、上記のような同時の契約がある場合は、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転する、すなわち金融資産の消滅のときの要件の一つである「譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期前に買戻す権利又は義務を実質的に有していないこと」（金融商品会計基準第二.二.1.(3)）を満たしていない。したがって、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転しておらず、金融資産の消滅を認識することができない⁵⁾。

なお、売買目的有価証券については、同一銘柄のものも頻繁に売買を繰り返すので、結果として同一価格になることもあるが、これはクロス取引に当たらない（金融商品会計実務指針42）。

(2) 税務上のクロス取引

税務上の取扱いは、ほぼ金融商品会計実務指針と同様である。すなわち、同一の有価証券（法人税法第61条の3第1項第1号に規定する売買目的有価証券を除く。）が売却の直後に購入された場合において、その売却先から売却をした有価証券の買戻し又は再購入をする同時の契約があるときは、当該売却をした有価証券のうち当該買戻し又は再購入をした部分は、その売却がなかったものとして取り扱う。同時の契約がない場合であっても、これらの契約があらかじめ予定されたものであり、かつ、売却価額と購入価額が同一となるよう売買価額が設定されているとき又はこれらの価額が売却の決済日と購入の決済日との間に係る金利調整のみを行った価額となるよう設定されているときは、同時の契約があるものとして取り扱う。なお、購入の直後に売却が行われた場合の当該購入についても同様に取り扱う（法人税

基本通達2-1-23の4)⁶⁾。

なお、期末時価評価を行う売買目的有価証券については、売却の有無を問題として譲渡損益相当額の計上の是非を議論しても課税上の実益はないと考えられる。このようなことから、基本通達においては、売買目的有価証券をその対象としていない⁷⁾。

(3) クロス取引の解釈

会計上、金融商品会計基準等では、金融商品を定義し、その発生・評価・消滅を規定している。これらの発生・評価・消滅を厳格に解釈するのは、金融商品に対する権利義務関係（誰がその金融商品に対して権利を有し義務を負うのか）を明確にする必要があるからである。

金融商品の発生でいえば、その認識のタイミングをどうするかである。金融資産については契約上の権利を、金融負債については契約上の義務を生じさせる契約を締結したときに、その金融資産、金融負債の発生を認識する（金融商品会計基準第二.一）。つまり、契約締結時が金融商品の会計的認識の時点である。これは、価格変動などの金融商品に関わる様々なリスクは、約定日に売主から買主へ実質的に移動しているからである⁸⁾。

また、金融商品の消滅の認識ルールは、基本的には自己に帰属している権利・義務を履行した時点（例えば売掛金の代金を支払うなど）で、その金融商品が消滅することは明らかであるが、その他に、金融資産の場合には、権利の移転による消滅のケースがある。これには、多くの企業で受取手形や売掛金といった金融資産の流動化による資金回収の早期化が図られている現状がある。法人が金融資産の流動化を図って資金を得た場合、それが金融資産のオフバランス化による資金の回収なのか、それとも資金の借入行為で金融商品は借入れのための提供担保なのかは、実は非常に判断が困難である。現在のようにバランスシートのスリム化や有利子負債の縮減が要請される時代にあっては、オフバランス化の会計処理が要請される場所である。したがって、どのような要件が満たされた場合に、オフバランス処理ができるのか、その点を明確にしたのが金融商品の消滅要件ルールである⁹⁾。

したがって、会計上は、クロス取引の解釈について、金融商品の消滅の観点から判断することが基本であり、その意味ではクロス取引は、前述した消滅の三要件（（脚注5）参照）の一つである「譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期前に買戻す権利又は義務を実質的に有していないこと」（金融商品会計基準第二.二.1.(3)）を満たしていないので、その売買取引はなかったものとして取り扱われるのである。

なお、売買目的有価証券については、同一銘柄のものも頻繁に売買を繰り返すので、結果として同一価格になることもあるが、これはクロス取引に当たらない（金融商品会計実務指針42）としている。その理由として、売買の結果として同一銘柄で同一価格となったもの

であり、売買目的有価証券はその性質上頻繁に売買を繰り返すものであるから、本来的に譲渡人が買戻す権利又は義務を実質的に有していると判断しないのであろう。

他方で、税務上、法人が行ったクロス取引をなかったものとする理由は、通達の解釈として、その取引を行う前後において有価証券を保有する法人にとって何ら実態が変わらないことから、その取引の実態に応じて取り扱われ¹⁰⁾、つまり売買取引はなかったものとして売買損益は認識しないこととされてきた。

ここで、売買損益を認識しないことについては二つの考え方がある。すなわち、一つは、「その取引を行う前後において有価証券を保有する法人にとって何ら実態が変わらないこと」から、売買取引そのものが存在せず、したがって売買損益も存在しないとするものである。二つは、取引の実態として売買取引が行われたのは事実であり、現実に売買損益が存在しているが、税務上の何らかの理由で売買損益は認識しないというものである。

通達の解釈としては、売買取引が存在すると考えるのか、存在しないと考えるのかは定かではないが、筆者としては、現実に売買取引が存在するのであるから、後者の立場を採るのが自然であると考え。売買損益を認識しない税務上の理由は、後述する法人による税負担の調整を防止するためと考えるのである。

以上のことから、会計上は、金融商品の消滅を要件としてクロス取引の解釈をするのに対して、税務上は、「その取引を行う前後において有価証券を保有する法人にとって何ら実態が変わらないこと」を前提として、実質的な判断を基準にクロス取引は売買取引として認識しないこととしている。したがって、売買取引を認識しないという判断基準は、会計上の消滅という要件が整備されているに比して、税務上は、法人にとって何ら実態が変わらないという漠然としたものといえる。それぞれの基準は、結果的には同じことをいっているようにも考えられるが、会計上の判断基準の方がより明確な基準といえる。

なお、売買目的有価証券に対する考え方も、会計上は金融資産の消滅要件から判断するのに対して、税務上は売買目的有価証券は期末において時価評価されるので、売却の有無を問題として譲渡損益相当額の計上の是非を議論しても課税上の実益はないという理由から、売買取引と認識しないようである。

税務上、売買目的有価証券以外は期末に時価評価されないことになっている。仮に、クロス取引について売買取引と認識するならば、法人は、自らが所有する有価証券に生じている含み益及び含み損をクロス取引によって顕在化させて容易に税負担の調整を図ることが可能となる。例えば、法人がある事業年度で本来の事業から生じた利益が多いために、法人が保有する「その他有価証券」に区分されるある株式を当該事業年度にクロス取引によってその株式に生じている含み損を顕在化させて、事業から生じた利益と相殺して税負担の軽減を図ることは可能である¹¹⁾。このように、クロス取引は、法人にとって税負担の調整を行うこ

とを可能とさせる手段であって、この意味から、クロス取引について売買取引として認識しないという本来の意図は、税務上、法人による税負担の調整を防止することといえる。そうすると、「その取引を行う前後において有価証券を保有する法人にとって何ら実態が変わらないこと」という理由は、十分な説得力はない。

(4) 基本通達で規定することの是非

前述したように、クロス取引を売買取引として認識しないことは、平成12年度の法人税基本通達の改正において規定された。その経緯は、企業会計上クロス取引の取扱いが明確化されたことによって基本通達においても明らかにしたというものである¹²⁾。

しかしながら、クロス取引は取引の前後で法人にとって実態は何も変わっていないといえども、現実には有価証券は売買されているのである。現実に売買取引があるにもかかわらず、それを通達で否定するのは少し無理があるのではないか。通達とは、上級行政庁が法令の解釈や行政の運用方針などについて、下級行政庁に対してなす命令ないし指令である（国家行政組織14条2項）。また、法令が要求している以上の義務を通達によって納税者に課すことがあってはならないと同時に、法令上の根拠なしに通達限りで納税義務を免除したり軽減することも許されない¹³⁾。クロス取引について規定した法人税基本通達2-1-23の4は、法人税法61条の2（有価証券の譲渡損益の益金算入等）をその根拠としていると思われるが、法人税法本法はクロス取引について直接的に規定したのではなく、また基本通達もクロス取引についての法令の規定を直接的に解釈したものでもない。

したがって、クロス取引に係る売買取引を認識しないというのは、法令上の根拠なしに通達限りで納税義務を課したり、免除したり軽減したりすることといえないだろうか。また、クロス取引に係る売買取引を認識しないというのは、課税要件事実に関わることである。課税要件に係る事項を通達のみで規定するのは疑問であろう。後述する、有価証券の保有目的区分の変更により、実際には有価証券を売買していないが、売買したとする「みなし譲渡」の規定は、法人税法施行令に規定されているのと対照的である。

(5) クロス取引と実質主義（実質課税の原則）

法人税基本通達が導入される前においても、実質課税の原則から、たとえ偽装行為¹⁴⁾でないとしても租税回避行為¹⁵⁾と認められれば、課税上否認されるものとされてきた。ただし、実際に証券取引所を通じて譲渡及び購入がなされた場合に、これを税務上否認するとなれば、税法上の一般原則ではなく税務上の特別の規定がなければならないものと解されていた¹⁶⁾。

税法上の「実質主義」とは、大雑把に言って、租税負担の公平を図るために税法の解釈・

適用（もしくは事実認定）に当たっては、法文の文理解釈や行為の「形式」よりも「実質」（経済的実質）に着目して判断せよとする考え方であり、その考え方は同時に立法上の指針でもあって、各種の税法上の制度として顕現している¹⁷⁾。

実質主義については論者によってその内容が異なるが¹⁸⁾、ここではその意味内容を上記のものに限定して考える。そして、実質主義の目的が租税負担の公平を図るためであるとし、実質主義を発動する際の論拠は何かをクロス取引について検討してみる。

実質主義が租税負担の公平を図るためであるとし、そのためクロス取引を売買取引として認識しないのであるというためには、納税者がクロス取引を行うことによって税負担の軽減を図るということをすべてのクロス取引（一部ではなく）について立証しなければならない。そうでないと、クロス取引を売買取引として認識しないという事実は、納税者にとって不利益な取扱いとなるであろう。

この点について、そもそもクロス取引を行うことは税負担の回避を図るためばかりに行われるのであろうか。平成13年4月から個人が株式を譲渡した場合には、それまで源泉分離課税と申告分離課税の併用であったものが、申告分離課税方式に一本化された。当時、かなりの数の個人投資家は、平成13年3月以前にその所有する株式についてクロス取引を行った¹⁹⁾。それは、なにも税負担を軽減するという行為ではなく、過去に株式を取得したが取得価額が不明であったものを、取得価額を明らかにするためにクロス取引が行われたのである。また、クロス取引を行うことによって、有価証券に生じている含み益を顕在化させる、いわゆる「益出し」を行い、法人が決算対策上利益を出し、それに伴う租税負担も行うことがある。このように考えると、必ずしもクロス取引を行うことは、税負担を軽減、調整するものとはいえない。

したがって、納税者がする行為そのものが税負担の軽減を図るものというのでない限りは、実質主義により納税者の行為を否認できない。ここに実質主義の限界がある。租税法主義の観点からいっても、クロス取引の場合は何らかの法令上の規定が必要である。

Ⅲ 個人が行うクロス取引（裁決事例を素材にして）

以上、法人が保有する有価証券のクロス取引の税務上の取扱いについて検討してきた。次に、個人が保有する有価証券についてクロス取引を行った場合、当該売買取引は認められるのであろうか²⁰⁾。個人が株式を保有する目的は、同族会社の役員として会社所有のため、配当を受給するため、株式のキャピタルゲインを得るためなど、様々なものが考えられる。しかし、いずれの目的で保有していても、クロス取引についての法令、通達の規定はない。

以下に、個人が行った株式のクロス取引についての裁決事例を検討する。審査請求人（納

税者) がその保有する株式の含み損をクロス取引によって損失を顕在化させて、税負担を調整したもので、納税者の主張が認められた事例である。

- 値下がり株式の売却と同時に購入し、顕在化した株式の売却損を否認する主張が排斥された事例 (一部取消)²¹⁾ (平成2年4月19日国税不服審判所裁決)²²⁾

(事実)

審査請求人(納税者、以下「請求人」という)は、昭和62年中に保有する上場株式五銘柄を売却し、それと同時に当該売却した株式と同一銘柄の株式を同価額で同株数購入するいわゆるクロス取引(以下、「本件取引」という)を行った。

請求人の昭和62年分の雑所得の金額の算定に当たり、これらの株式の取引により生じた売却損の額29,505,625円(以下、「本件売却損の額」という)を他の株式の売却で得た利益から差し引いて計算した。

これに対して原処分庁は、雑所得の金額の計算上、本件売却損の額を差し引くことはできないとして、更正処分を行った(以下、「本件更正」という)。

昭和62年分の株式の売買から生じる所得は、原則非課税であったが、旧所得税法施行令26条(有価証券の継続取引から生じる所得の範囲)2項の規定により、売買の回数が50回以上でかつ売買の株数が20万株以上の売買については雑所得として課税される。本件請求人の株式売買は課税取引であった。

(審査請求人の主張)

請求人は、所得税法が年末に時価評価による株式の損益の計上を認めていないことから、特定の期間ごとに株式取引に係る損益の顕在化を図る目的で本件取引を行ったものであり、株式取引が極めて危険の多い経済取引であり、さらに税が経済的負担であると考えられることから、全体として損失の少ない利益獲得の方法を採ったものであり、本件取引は合理的な方法である。

請求人が行った本件取引は、通常行われるものであって、租税回避行為には該当しない。仮に、本件取引が租税回避行為に当たるとしても、当該行為を否認する一般的規定はなく、本件取引がないものとして課税した本件更正は、租税法律主義に反した違法な処分である。

(原処分庁の主張)

請求人は、本件取引により株式の売却損を発生させ、その売却損と他の株式の売却益とを通算して課税される所得を圧縮し、租税回避を図るという目的のために本件取引を行ったものと認められ、この目的以外に合理的な理由がないのであるから、このような取引はなかったものとして雑所得の金額の算定をすべきである。

所得税法は、一定期間内に生じた経済的利益を経済的、合理的に計算して課税し、租税収入を確保しようとするものであるから、個人が経済的合理性を無視した不自然な取引を行うことによって、不当に所得税の負担を軽減し又は排除した場合には、所得税法に内在する条理である実質課税の観点から、そのような取引を否定したところにより課税できると解される。

(判断)

本件取引によっては保有株式数に変動を生ぜず、売買手数料及び有価証券取引税の出費を考慮すれば不利益な取引であることは否めないが、本件売却損の額は、保有している株式が取得価額以下に値下がりしたことによって生じたものを顕在化させただけであって、現実に存在したものであり、意図的に作り出したものではないから、本件取引によって結果として損失が生じるとしても、これをもって本件取引が経済上不自然、不合理なものということとはできない。

請求人は、保有株式の値下がりによる損失を顕在化させ租税の負担を軽減する目的で本件取引を行ったものであるが、一般的に株式取引が極めて経済的危険の多い取引であり、かつ、所得税が経済取引上考慮されるべき経済的負担であることを考えると、そのような目的があるからといって本件取引を直ちに不自然、不合理であると否定することはできない。

原処分庁の主張の根拠は、本件売却損の額の計上を認めると、所得税法の否定する株式の評価損を事実上認めたことになるという点にある。しかしながら、所得税法が株式について評価損の計上を認めていないのは、個人の任意に委ねられる評価損のような内部取引を認めると、所得金額が恣意的に算定されるおそれがあるからである。したがって、現実の取引によって売買損益を発生させこれを確定させることを否定すべきいわれはなく、本件取引の場合、これを評価損と同視することはできない。

本件取引は、現実に公開の株式市場において行われたものであり、その取引を仮装及び不自然なものとして解すべき特段の事情も認められないから、株式の値下がり売却損として顕在化させたとしても、その行為を直ちに租税回避行為と認定することは相当ではない。

(検討)

以上のとおり、本件取引を否認すべきものとする原処分庁の主張は採用されず、雑所得の金額の計算上本件売却損の額を差し引くことを認めるべきであるとする請求人の主張が採用された。

ここでいくつかの論点について検討してみる。

第一に、クロス取引について法人と個人の取扱いが異なっている点である。

売買目的有価証券に係るクロス取引は売買取引として認識されることは、法人も個人も同

じであるが、売買目的外有価証券については、法人と個人でその取扱いが異なっている（所得税法には有価証券を保有目的に応じて区分する規定はないが、ここでは法人税法に準じて売買目的有価証券と売買目的外有価証券という保有区分を考えることにする）。法人では、前述したようにクロス取引を行う前後において有価証券を保有する法人にとって何ら実態が変わらないから、クロス取引を売買取引として認識しない。クロス取引を行う前後において有価証券を保有する個人にとって何ら実態が変わらないのは個人も同様である。したがって、個人においても、法人と同様にクロス取引を売買取引として認識しなくてもよいという結論になる。そのような解釈をしないならば、クロス取引を行う前後において有価証券を保有する法人（個人）にとって何ら実態が変わらないという理由でもって、クロス取引を売買取引として認識しないということにはならない。

理由はどうあれ、あくまでもクロス取引を売買取引として認識するか否かは課税要件事実該当することであり、それゆえ法令の規定によるべきものである（現行は法人税基本通達で規定しているのは問題があると指摘したのは前述のとおりである）。したがって、所得税法上、昭和62年当時も現在も、クロス取引を売買取引として認識しない旨の法令上の規定がないため、本件裁判例のように個人が行ったクロス取引を売買取引として認識せざるをえない。

もっとも、本件に即していうならば、本件クロス取引は、法人税法でいうところの売買を目的とした売買目的有価証券に当たり、売買目的有価証券のクロス取引は通常の売買取引として認識するため、法人とのバランス上、個人においても本件クロス取引は売買取引として認識することが相当であろう（ただし、昭和62年当時は、法人税法本法、同施行令、同基本通達にはクロス取引の規定は存在しなかった）。

第二に、本件クロス取引を租税回避行為から検討してみる。

通常、租税回避とは、私法上の選択可能性を利用し、私的経済取引プロパーの見地からは合理的理由がないのに、通常用いられない法形式を選択することによって、結果的には意図した経済的目的ないし経済的成果を実現しながら、通常用いられる法形式に対応する課税要件の充足を免れ、もって税負担を減少させあるいは排除することをいう²³⁾。

本件裁判例の判断にあるように、本件売却損の額は、保有している株式が取得価額以下に値下がりしたことによって生じたものを顕在化させただけであって、現実には存在したものであり、意図的に作り出したものではない。すなわち、通常用いられない法形式を選択することによって、意図的に損失を生み出して課税要件の充足を免れたわけではない。それが意図的に生み出された損失であるならば租税回避といえるであろうが、本件クロス取引はそもそも上記でいう意味の租税回避には当たらない。

第三に、そもそも個人がクロス取引を行って税負担の調整を行うことは、税務上妥当かど

うかである。

本件裁判例の判断にもあるように、所得税法が株式について評価損の計上を認めていないのは、個人の任意に委ねられる評価損のような内部取引を認めると、所得金額が恣意的に算定されるおそれがあるからである。また、評価損を認めないその他の理由として、評価損を認めると評価益も認めることとなるが、評価益（未実現の利得）に課税するためには、すべての納税者の所有資産を把握し、それを定期的に評価することが必要であるが、それは税務行政に大きな負担を強いることになり、不可能ではないにしても、実際問題として著しく困難である²⁴⁾。要するに、評価損益を認めないのは税務行政上の理由によるものである。

このような理由からすると、評価損益の額を正確にしかも容易に見積もることが可能であれば、個人の場合においても有価証券の評価損益の計上が可能であると思われ²⁵⁾、評価損益を計上することそれ自体は個人においても特段非難されることではない。したがって、現行法では評価損益の計上が認められていないからこそ、それを売却することによって実現損益として顕在化させることは、なんら不自然、不合理なことではない。

しかしながら、問題はその評価損益を実現させる時期が納税者の手に留保されていることである。これは、本件裁判例のように、ある年度の有価証券の実現利益に対して、評価損を売却によって顕在化させて税負担を減少させたりすることが納税者の意思によって可能となる。財政当局にとって、一定の税収を確保する見地からは、納税者の意思によって租税負担を調整しようということは、たとえ税務上当該取引が認められるとしても、あまり好ましくないといえよう²⁶⁾。

第四に、実質主義の観点から、クロス取引を売買取引として認識しないことが可能かどうかである。

前述したように、実質主義の観点から納税者のした行為を否認できるのは、租税負担の公平から判断される場合に限定されるべきである。クロス取引を行うことは、必ずしも税負担の調整を目的とするものばかりではなく、この意味ではクロス取引を実質主義の観点から否認することは適切ではない。

IV みなし譲渡

(1) 会計上と税務上の保有区分による分類

金融商品会計基準では、有価証券を保有目的等の観点から、①売買目的有価証券、②満期保有目的の債券、③子会社株式及び関連会社株式、④その他有価証券に区分し、それぞれの区分に応じて、貸借対照表価額、評価差額等の処理を定めている（金融商品会計基準第三. 二. 1. 2. 3. 4)²⁷⁾。

税務上も金融商品会計基準に準じて、有価証券を保有目的区分ごとに分類している。まず、期末評価額との関係では、有価証券を売買目的有価証券（時価法により評価するもの）と売買目的外有価証券（原価法又は償却原価法により評価するもの）とに区分している（法人税法61条の3第1項）。さらに、売買目的外有価証券は満期保有目的等有価証券とその他の有価証券とに区分され、前者はさらに、償還有価証券と企業支配株式等に区分される（法人税法施行令119条の2第2項、同基本通達9-1-15）²⁸⁾。

なお、税務上は、売買目的有価証券について、「市場価格」と「合理的な方法により計算した価格」を付すものとされ、前者を付す対象となる有価証券を価格公表有価証券と称して、これはさらに取引所売買有価証券、店頭売買有価証券及びその他価格公表有価証券から成るものとされる（法人税法施行令119条の13、同基本通達2-3-29～34）。

前述したように、企業会計における金融商品の時価評価の導入に併せて、金融取引課税にも時価評価の制度が導入された。会計上と税務上の取扱いの大きな違いの一つは、その他の有価証券（持ち合い株式などに相当するもの）について、会計上は時価評価されるが税務上は原価評価されるということである。有価証券の保有目的に従って会計上と税務上のそれぞれの取扱いを示すと次のようになる^{29) 30) 31)}（法人税法61条の3、同施行令119条の2、119条の13）。

会計上の分類	税務上の分類		評価方法		評価差額の取扱い	
			会計基準	法人税法	会計基準	法人税法
売買目的有価証券	売買目的有価証券		時価法	時価法	損益に計上	課税所得に算入
その他の有価証券	売買目的外有価証券	その他の有価証券	時価法	原価法	資本に計上	—
満期保有目的の債券		満期保有目的等有価証券	償却原価法	償却原価法	損益に計上	課税所得に算入
子会社株式及び関連会社株式		企業支配株式等	原価法	原価法	—	—

(2) 会計上の有価証券の保有目的区分の変更

金融商品会計実務指針では、保有目的区分を厳格にすることにより判断の恣意性を排除して、損益操作等の余地をなくすこととしており、原則として取得当初の保有目的区分への分類を取得後に変更することは認めず、保有目的区分の変更が認められる場合を次に示す四つのケースに限定している³²⁾。

(有価証券の保有目的区分の変更理由)

- ① 資金運用方針の変更又は特定の状況の発生に伴って、保有目的区分を変更する場合
- ② 本報告（金融商品会計実務指針）により、保有目的区分の変更があったとみなされる場合
- ③ 株式の追加取得又は売却により持株比率等が変動したことに伴い、子会社株式又は関連会社株式区分から他の保有目的区分に変更する場合又はその逆の保有目的区分を変更する場合
- ④ 法令又は基準等の改正又は適用により、保有目的区分を変更する場合（金融商品会計実務指針80）

次の表は、会計上、有価証券の保有目的区分の変更が認められるかどうか、認められるならその変更理由と振替価額をまとめたものである（金融商品会計実務指針80～90）³³⁾。

変更前の区分	変更理由	振替価額	変更後の区分
売買目的有価証券	認められない	—	満期保有目的の債券
	③持株比率が増加した	時 価	子会社株式及び関連会社株式
	①資金運用方針の変更等	時 価	その他有価証券
満期保有目的の債券	①特定の状況が発生した、又は②保有目的の変更があったとみなされた	償却原価	売買目的有価証券
	/	/	子会社株式及び関連会社株式
	①特定の状況が発生した、又は②保有目的の変更があったとみなされた	償却原価	その他有価証券
子会社株式及び関連会社株式	③持株比率が減少した	帳簿価額	売買目的有価証券
	/	/	満期保有目的の債券
	③持株比率が減少した	帳簿価額	その他有価証券
その他有価証券	①資金運用方針の変更等	時 価	売買目的有価証券
	認められない	—	満期保有目的の債券
	③持株比率が増加した	時 価	子会社株式及び関連会社株式

(注) 1 変更理由に付されている①から③までの番号は、金融商品会計実務指針80における変更理由を示す番号である。

2 斜線の部分は、該当がないケースである。

会計上、有価証券の保有目的区分の変更を行う場合における振替時の評価額は、変更前の保有目的区分に係る評価基準によるものとしている。貸借対照表価額として時価を付してい

た売買目的有価証券又はその他有価証券から他の保有目的区分へ変更する場合には時価で振り替え、振替時に生じる評価差額は、振替前の保有目的区分から生じたものとしてその処理を行うこととしている³⁴⁾。すなわち、振替えによる評価差額を損益に計上するのである。

(3) 税務上の保有目的区分の変更（みなし譲渡）

税務上、有価証券の保有目的区分の変更はみなし譲渡として取り扱われ、その事実が生じたときにおける価額（原価評価の対象となる有価証券については帳簿価額）により振替（譲渡と取得）の処理を行い、振替差額が生じた場合には、譲渡損益として課税所得の計算が行われることとなっている。すなわち、みなし譲渡は、次に掲げる表の変更理由が生じた場合に限られるものとし、当該変更理由が生じたときは区分変更前の有価証券をそれぞれに掲げる価額で譲渡し、かつ、区分変更後の有価証券を当該価額で取得したものとみなして所得計算を行う（法人税法施行令119の11）。

変更前の区分	変更理由	譲渡等の価額	変更後の区分
売買目的有価証券	企業支配株式等（株式等保有割合が20%以上）に該当することとなったこと	時 価	満期保有目的等有価証券
	短期売買目的で有価証券の売買を行う業務（以下「短期売買業務」という。）の全部を廃止したこと	時 価	満期保有目的等有価証券 その他有価証券
満期保有目的等有価証券（企業支配株式等に該当するものに限る。）	企業支配株式等に該当しないこととなったこと	帳簿価額	売買目的有価証券
			その他有価証券
その他有価証券	企業支配株式等に該当することとなったこと	帳簿価額	満期保有目的等有価証券
	法令の規定に従って新たに短期売買業務を行うこととなったことに伴い、その他有価証券を短期売買業務に使用することとなったこと	時 価	売買目的有価証券

上の表の帳簿価額で譲渡されたものは、譲渡損益の計上の繰延べが行われたことになる³⁵⁾。以上において、みなし譲渡課税として問題となるのは、譲渡価額が時価になる場合である。

(4) 会計上の有価証券の保有目的区分の変更と税務上の保有目的区分の変更（みなし譲渡）のの違い

税務上の有価証券のみなし譲渡の規定は、金融商品会計実務指針に沿って規定されたものと考えられる。しかし、そこには微妙な違いが存在している。

第一に、会計上では、満期保有目的の債券（税務上ではこれに相当するものとして償還有価証券がある）の保有目的区分の変更は規定されているが、税務上は、会計上の規定に相当する償還有価証券の保有目的区分の変更の規定はない。

会計上、売買目的有価証券などから満期保有目的の債券への分類はその取得当初の意図に基づくものであるため、取得後の満期保有目的の債券への振替は認められない（金融商品会計実務指針82）。このことから、税務上は、あえて償還有価証券への区分変更を規定するまでもないとしたのであろう。

他方で、会計上、満期保有目的の債券から売買目的有価証券やその他有価証券に振替えが可能であるため、それに相当する規定が税務上にないのは整合性を欠く。会計上、満期保有目的の債券から売買目的有価証券やその他有価証券に振り替える場合は、償却原価による振替価額で振替えられるので評価差額は生ぜず、したがって損益は計上されないため、税務上の所得金額の計算に影響を与えない。しかし、売買目的有価証券やその他有価証券は、会計上期末に時価評価されるため、その評価損益が税務上の所得金額の計算に影響を与えるため、税務上の申告調整が必要となる。というのは、会計上、満期保有目的の債券から売買目的有価証券やその他有価証券に保有目的区分が変更されたものが、税務上も同様に保有目的区分の変更がなされるのか定かではないからである。現行法ではそのようなみなし譲渡の規定がないため、保有目的区分の変更はなされないと考えるべきであろうか。そうすると、現実には売買目的有価証券の性質を有しているものが、税務上時価評価されるべきであるにもかかわらず、時価評価されないことになり適正な課税が行われなくなる恐れがある。

第二に、その他有価証券から売買目的有価証券に区分変更する場合である。会計上は前述したように、「資金運用方針の変更又は特定の状況の発生に伴って」保有目的区分を変更するのであるが、税務上は、「法令の規定に従って新たに短期売買業務を行うこととなったことに伴い」とあるように、税務上の区分変更理由の方が法令の規定という縛りがきつい。

そうすると、会計上の資金運用方針の変更等で保有目的区分が変更された場合、税務上は、みなし譲渡の課税が行われるかどうか定かではない。税務上、保有目的区分の変更が認められないならば、第一で述べたことと同様の課税上の問題が生じる。すなわち、会計上の変更理由でのみその他有価証券を売買目的有価証券へ振り替えた場合、会計上はその他有価証券の時価での評価差額が生じてそれが損益に計上されるものの、税務上は評価損益は計上されない。そして、現実には売買目的有価証券の性質を有するにもかかわらず、税務上は期末に時

価評価されないことになる。

第三に、会計上の振替価額も税務上の譲渡価額も、原則的には、区分変更前の有価証券の評価額を用いることになっている。会計上は、その他有価証券は時価評価されるので、その他有価証券から売買目的有価証券や子会社株式及び関連会社株式への保有目的区分の変更があれば、その振替価額はいずれも時価である。これは、会計上、その他有価証券は時価評価されるので原則どおりの取扱いがされている。

しかしながら、税務上においては、その他有価証券から満期保有目的等有価証券へ保有目的区分を変更する場合には、その他有価証券は税務上原価で評価されるため譲渡価額は帳簿価額として原則どおりの取扱いであるが、売買目的有価証券へ変更する場合には、その他有価証券は税務上原価で評価されるにもかかわらず譲渡価額を時価としている。このような規定をみれば、区分前の有価証券の評価額で譲渡価額を原価か時価で判断するという原則が崩れているといえる。その取扱いの趣旨は定かではない。

結果的に法人の税務上の処理としては、その他有価証券から子会社株式及び関連会社株式（税務上は満期保有目的等有価証券）への保有目的区分の変更は、会計上は時価で振り替えられ、税務上は帳簿価額で譲渡されるので税務上の申告調整が必要となる。

(5) 伝統的なみなし譲渡の一般的特質と有価証券のみなし譲渡の特質

所得税法は、資産の譲渡により収入として実現したキャピタルゲインに対してのみ課税することを原則としているが、例外的に一定の無償譲渡（法人に対する贈与及び遺贈、限定承認にかかる相続及び包括遺贈）又は著しく低い対価による法人への譲渡があった場合には、時価による譲渡があったものとみなしている（所得税法59条1項）。これは「みなし譲渡」と呼ばれるが、未実現のキャピタルゲインに対する課税の例であって、キャピタルゲインに対する無限の課税繰延べを防止することを目的としている³⁶⁾。この意味で、所得税法に規定するみなし譲渡課税は、法人税法22条2項による無償・低額取引に対する課税と類似している。また、消費税法では、個人事業者が棚卸資産又は事業用資産を家事のために消費し又は使用した場合（消費税法4条4項1号）、及び、法人が資産をその役員（法人税法2条15号に規定する役員をいう）に贈与した場合（消費税法4条4項2号）には、状況が異なるため、対価を得て資産の譲渡が行われたものとみなして、課税することとしている。これをみなし譲渡という³⁷⁾。

さらに、みなし譲渡を時価の観点からみると、みなし譲渡は、実際にはみなし「実現」であり、一種の強制的値洗いであるから、実現の機会を広げるという意味において、一種の時価主義であると考えられることもできる³⁸⁾。

以上のような意味のみなし譲渡を本稿では「伝統的なみなし譲渡」といい、有価証券のみ

なし譲渡と区別する。次に、伝統的なみなし譲渡の特質と有価証券のみなし譲渡の特質を比較してみる。

第一に、通常の譲渡所得課税では、資産が移転される、つまりある者からある者へ資産が渡る現象を捉えて課税するが、伝統的なみなし譲渡は、消費税法上の棚卸資産等の家事消費等にみられるように資産の移転を必ずしも必要としていない。しかし、これも考え方によっては、自分から自分へ消費又は使用のため資産を移転したと考えることができる。結局のところ、伝統的なみなし譲渡は資産が移転されることを課税要件としているといえる。

他方で、有価証券のみなし譲渡は、その原因を保有目的区分の変更としており、有価証券をある者からある者へ移転させたわけではない。言い換えれば、ある有価証券の性質が変更されただけである。

第二に、伝統的なみなし譲渡課税は、資産を譲渡したときの価額、つまり時価で課税する時価主義を前提としている。前述したように、所得税法59条1項や法人税法22条2項の無償・低額譲渡がその例である。

他方で、税務上、満期保有目的等有価証券（企業支配株式等に該当するものに限る）から売買目的有価証券やその他有価証券へ保有目的区分が変更される場合、あるいはその他有価証券から満期保有目的等有価証券へ保有目的区分が変更される場合には、帳簿価額でみなし譲渡される。前述の伝統的なみなし譲渡が必ず時価により課税されることに比して、有価証券のみなし譲渡は必ずしも時価で課税されるとは限らない。

第三に、通常の資産の譲渡であれば、譲渡の対価である時価相当額のキャッシュフローがあるが、伝統的なみなし譲渡の場合は、キャッシュフローはないか、あっても時価よりもかなり低い額のキャッシュフローしかない³⁹⁾。なお、同様に有価証券のみなし譲渡もキャッシュフローの流入はない。

第四に、伝統的なみなし譲渡課税は所得が生じることを前提にして課税が行われる。したがって、所得計算において損失が生じることは考えていない。例えば、居住者が資産を個人に対し著しく低い価額の対価（時価の1/2以下の価額）で譲渡した場合、当該対価の額が必要経費、又は取得費及び譲渡費用の合計額に満たないときは、その不足額は所得金額の計算上、なかったものとみなすとある（所得税法59条2項）。要するに、みなし譲渡においてキャピタルロスを考慮しないのである⁴⁰⁾。

他方で、売買目的有価証券などの時価でみなし課税を行った場合、譲渡益のみならず譲渡損も当該事業年度の益金又は損金の額に算入される。これは、伝統的なみなし譲渡の一般的特質が損失を考慮しないことと対照的である。

第五に、伝統的なみなし譲渡も有価証券のみなし譲渡も、譲渡課税の時点で課税関係がいったん終了する。このことは、税務上、期末において、売買目的有価証券を時価評価して評

価損益については当該事業年度の益金又は損金の額に算入されることになるが（法人税法61条の3第2項）、その益金又は損金の額に算入された金額は、翌事業年度の損金の額又は益金の額に算入し、洗い替え処理を行うこととされている（法人税法施行令119の15）の対照的な取扱いである。

売買目的有価証券から満期保有目的等有価証券やその他有価証券へ保有目的区分を変更すると、時価でみなし譲渡課税が行われるが、いったんみなし譲渡課税が行われると翌事業年度では洗い替え処理は行われぬ。このことは、課税関係をそこでいったん終了させることを意味している。このため、満期保有目的等有価証券やその他有価証券は原価評価されるため、当該有価証券はそれ以降含み損益が生じて、原則的に課税所得には反映されず、みなし譲渡課税が行われたときに法人が一時に税負担を行うことになる場合がある⁴¹⁾。

(6) 有価証券のみなし譲渡課税の妥当性

以上のように、所得税法59条等で規定される伝統的なみなし譲渡と有価証券のみなし譲渡はその特質が一部異なっている。伝統的なみなし譲渡と有価証券のみなし譲渡との最も大きな差異は、資産が移転されるか否かである。ここでは有価証券のみなし譲渡課税が、譲渡所得として課税されることの妥当性を考えてみる。

そもそも、譲渡所得とは資産の譲渡による所得をいう（所得税法33条）。その本質は、キャピタルゲイン、すなわち所有資産の価値の増加益であって、譲渡所得に対する課税は、資産が譲渡によって所有者の手を離れるのを機会に、その所有期間中の増加益を清算して課税しようとするものである⁴²⁾。前述したように、譲渡所得課税とは、資産が移転される、つまりある者からある者へ資産が渡る現象を捉えて課税することをいう。これは、法人が有する資産を法人が譲渡する場合も同様であり、ある法人からある法人（個人）へ資産が渡る現象を捉えて課税されるのである。このような意味からして、有価証券のみなし譲渡はそもそも資産の移転がないのであり、それに対して課税することは本来の譲渡所得課税（有価証券のみなし譲渡は、法人税法上の規定ではあるが、所得課税という意味では法人税も含まれる）の趣旨からは外れている。

また、現行法のように有価証券のみなし譲渡課税を認めると、課税をすることによる弊害が生じる。例えば、前述の売買目的有価証券から満期保有目的等有価証券やその他有価証券へ保有目的区分を変更すると、時価でみなし譲渡課税が行われるが、仮に区分変更時の売買目的有価証券の時価が取得価額よりも高い場合には、その時点で評価差益が課税され、同時に、区分変更後はステップアップされた取得価額で原価評価されることになる。仮に、その後、当該有価証券が下落すると、法人にとっては含み損を抱えることになる。保有している法人にとっては、区分変更前と後で有価証券の銘柄、株数等には変更はなく、法人の実態と

して変わりはない。

売買目的有価証券の評価損益が課税に服する理由は、売買目的有価証券がすぐに売却することが可能であり（資金の手当て）、翌事業年度も継続して評価損益が課税上考慮されることになり、有価証券の価額の変動に対応しうるからである。しかし、前述の例でいうと、みなし譲渡課税は課税されるときには売買目的有価証券を現実に売却して資金の手当てをすることは不可能であり、その後の当該有価証券の価額の変動にも対応することはできない。

このように、有価証券のみなし譲渡課税は、資産が移転されていないから課税しないという課税理論上の点からも、納税資金の手当てができないなど実務面での課税上の弊害の点からも考慮すると、有価証券のみなし譲渡課税を譲渡所得課税として取り扱うべきなのか疑問である。

また、伝統的なみなし譲渡課税を行う理由は、前述したように課税繰延べの防止である。このような理由が有価証券のみなし譲渡課税の場合に当てはまるであろうか。売買目的有価証券から満期保有目的等有価証券やその他有価証券へ保有目的区分を変更すると、時価でみなし譲渡課税が行われるが、有価証券の移転がないので法人は当該有価証券を課税前から保有し続けることになり、キャピタルゲインに対する課税繰延べ防止のためみなし譲渡課税を行うということにならない。あくまでも課税の繰延べ防止は、資産の移転があったにもかかわらず、課税しないということ避けることを意味している。したがって、有価証券のみなし譲渡課税には課税の繰延べ防止という理由は当たらない。

有価証券のみなし譲渡については、税務上、会計上の規定に準じて規定された。会計上は、有価証券の保有目的区分は、当初取得したときの保有目的区分を尊重するため、原則的に区分変更を認めず、例外的に特別の理由があったときに区分変更を認め、区分変更があればその区分変更前の有価証券の評価差額を損益に計上することにより取引の清算を行っている。他方で、税務上は、そのような会計上の意図をあまり考えずに会計上の規定をそのまま取り込んだと思われるため、みなし譲渡について課税上疑問が生じているのである⁴³⁾。

V おわりに

以上のように、クロス取引とみなし譲渡の規定をみてきた。すなわち、資産の移転があるにもかかわらずそれを認めないクロス取引と資産の移転がないにもかかわらず移転があるとみなし譲渡の比較をみてきた。本論と重複する部分もあるが、以下にまとめてみる。

第一に、税務上、クロス取引を売買取引として認識しない理由は明確ではない。他方で、会計上は、金融商品の消滅に該当しないからクロス取引を売買取引として認識しないという明確な理由がある。税務上も会計上の規定に準じて取り扱っているが、税務上、クロス取引

を売買取引として認識しない理由は、法人が税負担を調整するのを防止するためのものと考えられるが、これについての理由付けを詳細かつ具体化する必要がある。

第二に、法人の場合には、クロス取引を売買取引として認識しないことを法人税基本通達で規定しているが、当該通達は法令上の直接的な解釈を行ったものではなく、通達独自で課税関係を規定しているといえなくもない。クロス取引を売買取引として認識しないというのであれば、法令上の規定が必要であろう。

そもそも、譲渡したものを譲渡していないとする、また譲渡していないものを譲渡したとするような取引実態と異なる規定であるならば、通達ではなく法令で規定することが必要である（みなし譲渡の規定は法人税法施行令で規定）。

第三に、個人の場合は、クロス取引を売買取引として認識しているが、租税負担の公平の見地から果して妥当かどうか。所得税法上、個人が短期的に保有してキャピタルゲインを狙う売買目的有価証券は評価損益の計上を認めていない。そのため、個人がその有価証券に生じている評価損益を有価証券を売却することによって、売却損益として顕在化させる時期をいつにするかは、当該個人の意思に委ねられている。いわば、課税所得の調整を個人の意思によって行うことが可能で、その行為の是非が問われるべきであり、法人との課税のバランス上、一定の議論が必要であろう。議論の一つとして、クロス取引によって顕在化された売却損には一定の損失計上の制限を設けるという方法もあるであろう（ただし、クロス取引でない取引による売却損は従前どおりすべて認める）。

第四に、伝統的なみなし譲渡は常に資産の移転がなされているが、有価証券の保有目的区分の変更によるみなし譲渡は、そもそも資産の移転がなされていない。その意味では有価証券のみなし譲渡課税は、みなし譲渡といってもその性質は異なり、譲渡所得課税として取り扱うのは疑問が生じる。伝統的なみなし譲渡は、課税繰延べを防止するために課税に服するのであるが、有価証券のみなし譲渡は、税務上、明確な理由があって課税に服するわけではない。

第五に、租税法の基本理念からクロス取引とみなし譲渡を検討してみる。租税法は、譲渡したものを譲渡していないとする、また譲渡していないものを譲渡したとするような取引実態と異なる要件事実で課税関係を律するようなことは、原則として認めていないはずである。しかし、租税法の基本理念からして、あえてそういった規定を設ける目的は公平な税負担であるべきである。

したがって、租税法がこのような規定を設けるのは、税負担の不当な調整を防止するためであり、それ以外の目的は考えられない。この意味では、クロス取引の規定は租税法の基本理念に合致しているが、他方で、みなし譲渡の規定は税負担の調整を防止するという明確な意味をもたず、そうするとみなし譲渡の規定は租税法上強い存在理由があるとは考えられな

い。

第六に、クロス取引もみなし譲渡も、いずれも会計上の規定が変更されたのに伴い、それに準じて税務上も規定されたものである。会計理論上当然のこととして変更される規定が、税務上に置き直された場合には、当該租税法上の規定は必ずしも租税理論に沿ったものとはいえない。本質的には、会計理論と租税理論はその性質が異なるのである。

会計上の規定を税務上の規定としてそのまま踏襲することは、会計上と税務上の取扱いが一致して、法人にとっても経理処理の手数が省けるなどの利点がある。しかし、租税理論を無視してまで会計上の制度を受け入れるべきではない。今後は、租税法の立場として、租税理論からみて異論があるものは会計上の規定とは一定の距離を保つ必要があるだろう。

注

- 1) 金融商品会計意見書の末尾には、「本基準を実務に適用する場合の具体的な指針等については、今後、関係省令を整備するとともに、日本公認会計士協会が関係者と協議のうえ適切に措置することが必要である」と記載されている。
- 2) 金融商品等の定義については、日下文男「金融取引と所得課税」大阪府立大学経済研究51巻3号118～119頁(2005)参照。
- 3) 具体的な金融資産の例として、円貨、外国通貨、預金、受取手形、売掛金、未収入金、貸付金、他の企業の公社債等、債権の流動化に伴う譲受人の当該債権の受領権、払込金領収証、申込証拠金領収証、新株申込受付票、デリバティブ取引から生じた評価益(正味の債権)、有価証券(株式、出資証券)などがある。日本公認会計士協会編『金融商品会計・外貨建取引の実務(改訂増補版)』46頁(税務研究会出版局、2001)。
- 4) 具体的な金融負債の例として、支払手形、買掛金、未払金、借入金、社債等、債権の流動化に伴う譲受人の当該債権の引渡義務、債権引受に伴う譲受人の当該債務の引受義務、有価証券売買取引に伴う売り手側の株式等の引渡義務、デリバティブ取引から生じた評価損(正味の債務)などがある。日本公認会計士協会、前掲書、48頁。
- 5) 金融資産の消滅の認識の要件は次の三つの要件がすべて満たされたときである。
 - ①譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全されていること
 - ②譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できること
 - ③譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買戻す権利及び義務を実質的に有していないこと(金融商品会計基準第二、二、1)
- 6) 平成12年度の法人税法改正で有価証券に対する低価法が廃止されたが、そのためにクロス取引による租税回避が起りやすくなったことに対する処置という面も存する。成道秀雄「有価証券の

譲渡損益」日税研論集48号137頁（日本税務研究センター、2002）。

- 7) 小川真輝 編『法人税基本通達逐条解説（4訂版）』106頁（税務研究会出版局、2006）。
- 8) 中島康晴『時価・減損会計の知識』73頁（日本経済新聞社、2003）。
- 9) 中島康晴、前掲書、77頁。
- 10) 小川真輝、前掲書、105頁。
- 11) 有価証券を購入直後に売却するクロス取引については、その購入有価証券と保有する同一の銘柄との簿価通算をして税負担の調整を行う。成道秀雄、前掲論文、136頁。
- 12) 小川真輝、前掲書、106頁。
- 13) 金子宏『租税法（第11版）』113頁（弘文堂、2006）。
- 14) 仮装行為というのは、納税者が税負担の軽減を図るために、その真に意図した経済的実質と異なる形式を意識的に作り出すことをいい、通謀虚偽表示の場合がその適例である。通謀虚偽表示は、民法上善意の第三者に対する関係を除いて無効であり、経済的実質を伴わない行為は、税法の適用上も当然無視される。注解所得税法研究会 編『注解所得税法（4訂版）』161頁（大蔵財務協会、2005）。
- 15) 一般に租税回避行為といわれるものは、ある経済的目的を達成するために、通常採られる取引形式に代えて、特殊の取引形式が採られ、その結果、基本的に同じ経済的目的を達成しながら、もしその形式に従って税法が適用されると、通常採られる取引形式によった場合と比べて租税負担が軽減又は回避される場合をいう。仮装行為はその作り出された形式自体が納税者の真意に基づく場合でない場合であるのに対して、租税回避行為は、その形式そのものは納税者の真意に基づく場合であり、また、仮装行為はそれ自体「租税遁脱」の手段を構成するが、租税回避行為の場合には、通常、脱税の犯意を欠くものと解されている。注解所得税法研究会、前掲書、163～164頁。
- 16) 成道秀雄、前掲論文、137頁。
- 17) 注解所得税法研究会、前掲書、159頁。
- 18) 中里教授は、実質主義について、「いわゆる「実質主義」とか「実質課税の原則」は、その内容が法的に不明確である場合が少なくない。中には、私法上有効に成立した法律関係を課税上無視することまで、この原則に含まれるという考え方もあるが、これは、租税法律主義の観点から（予測可能性が害されるので）大変に問題である。しかし、この原則が、私法上、当事者の真の意思を確定し、それに従って課税を行うということを意味するものであるとするならば、それは認められると考えられる」と説明される。中里実『タックスシェルター』224頁（有斐閣、2002）。
- 19) 平成13年の税制改正で源泉分離選択課税制度は平成15年3月31日まで2年間延長され、その後平成13年11月に平成14年12月31日をもって廃止するとされた。したがって、平成15年1月1日以降申告分離課税に一本化された。このため、個人投資家によるクロス取引は平成14年12月まで続けられた。
- 20) 個人が行うクロス取引については、課税庁はそれを容認している。日本証券業協会は国税庁に対

して「個人が上場、店頭売買株式を売却するとともに直ちに再取得する場合」についても源泉分離課税方式（旧租税特別措置法37条の11第1項2号及び3号）の適用が認められるかの照会に対して、平成12年3月27日付の解釈通達で、それを容認することの回答を行っている。もっとも個人においては益出しのためのクロス取引が多いであろうから、特に否認するとはしていないのであろう。成道秀雄、前掲論文、138頁。

- 21) 審査請求人は、確定申告で配当所得と給与所得を申告していたが、原処分庁は株式売買に係る雑所得と利子所得を申告漏れとして当該所得を加算したところで更正処分を行った。その結果、株式売買に係る雑所得の金額については、請求人の主張は採用されたが、利子所得については更正処分のとおりであったために、結果的に更正処分の一部取消となった。
- 22) 裁決事例集39巻106頁。
- 23) 金子宏『租税法（第11版）』127頁。また、前掲注（15）参照。
- 24) 金子宏『所得課税の基礎理論 上巻』65頁（有斐閣、1995）。
- 25) 現行法に即して考えると、個人が保有する有価証券の評価損益は雑所得に分類されることになる。
- 26) 譲渡時期を選択することができるのは、納税者に非難の余地はないという意見がある。田中教授は、「納税者が、その支払うべき税額を小さくするために、資産の譲渡等を自由に選択することそのものについては、非難の余地はないというべきであろう。人が合法的に税金を節約するのは何ら不思議ではない」と説明される。田中治「所得区分見直しの論点と今後の課題」16頁 税理48巻12号（2005）。

納税者が資産の譲渡時期を自由に選択して税負担を軽減しようとする行為は、財政当局からみて一定の税収を確保するという見地からして、あまり好ましくないと考えられる。あるいは、課税庁にとっては、法令に抵触しないといえども、納税者が自由に税負担を軽減できるということは、利子所得などの他の所得に比して、適正公平な課税を欠くものと考えられよう。

筆者は本文で述べた立場をとるが、他方で、田中教授の見解は、納税者からの視点を特に強調して導き出されたものと考えることができよう。

- 27) 有価証券の各保有目的区分を構成する銘柄が当該保有目的区分の定義及び要件を満たしているかどうかについては、取得時に判断するだけでなく、取得後も継続してその要件を満たしていることを検討することが必要である（金融商品会計実務指針59）。
- 28) 企業会計からは長期的に保有する株式のなかで関係会社株式であるか否かは重要な有用情報といえるが、法人税法では、満期保有目的の債券と関係会社株式とを区分する実用性に乏しく、有価証券に対する低価法の適用が廃止されたことにより、売買目的の有価証券であるか、それ以外であるかが重要視されている。成道秀雄、前掲論文、123頁。
- 29) 表の作成に当たっては、日本公認会計士協会、前掲書、106頁を参照した。
- 30) アメリカの内国歳入法（Internal Revenue Code）475条においては、証券ディーラー（dealer in security）が在庫として保有する有価証券については、各年度末に公正な市場価額で評価を行い損

益認識することが要求されている。アメリカの有価証券の時価評価については、伊藤公哉『アメリカ連邦税法（第3版）』167頁以下（中央経済社、2005）参照。

- 31) 有価証券の保有目的の区分における会計上と税務上の取扱いについては、日下文男「金融商品の税務上の評価」大阪府立大学経済研究51巻4号64頁以下（2006）参照。
- 32) 日本公認会計士協会、前掲書、127頁。
- 33) 表の作成に当たっては、日本公認会計士協会、前掲書、131頁の表を参照にした。
- 34) ただし、その他有価証券はその評価差額が原則的に資本に計上されるため、その他有価証券から売買目的有価証券へ振り替える場合には、振替時に生じる評価差額を資本に計上しても、すぐに時価評価のために洗い替えられて売買目的有価証券に係る評価損益に計上されるか、又は売却に伴い振り戻されて売却損益として計上されてしまうために、例外的に、振替後の保有目的区分に係る処理に準じて、振替時に損益に計上するものとした。日本公認会計士協会、前掲書、134頁
- 35) 會田敏哉「《解説》平成12年度税制改正について」70頁（第一法規、2000）。
- 36) 金子宏『租税法（第11版）』231頁。
- 37) 金子宏『租税法（第11版）』554頁。
- 38) 中里実「みなし譲渡と時価主義」日税研論集50号115頁（日本税務研究センター、2002）。
- 39) 中里教授は、「実現概念は、発生主義をキャッシュフローの方向に修正したものということができるから、みなし譲渡の概念は、実現主義を時価主義（＝発生主義）の方向に再修正したものとみることができよう」と説明される。中里実、前掲論文、112頁。
- 40) この点について、中里教授は、「このような取扱いは、みなし譲渡課税の仕組みそのものが理論的整合性を徹底的に追求して設けられたものであるという点を考えるならば、本来は理解に苦しむものといわなければならない。もっとも、このような場合にみなし譲渡損失の計上を認めてしまうと、含み損のある資産についてのみみなし譲渡課税の対象にして損出しをしようという納税者の動きがでてくるかもしれないから、このような規定にも一定の意味があるといえよう」と説明される。中里実、前掲論文、115頁。
- 41) この点について、成道教授は、「売買目的有価証券が満期保有目的等有価証券（企業支配株式等に該当するものに限る）に区分変更された場合、区分変更時において売買目的有価証券の有価証券運用損益を益金又は損金に算入することは問題があろう。売買目的有価証券は区分変更されて直ちに満期保有目的等有価証券に変質し、そのためにその満期保有目的等有価証券は持続的に保有するであろうから、担税力の増加を認めることはできないのである。売買目的有価証券が事業年度末に評価益の計上が認められるのは、その売買目的有価証券は短期売買の対象であって直ちに売却可能であるという理由によるのである。満期保有目的等有価証券に変質してしまえば、売却可能性が消滅してしまうのである」と説明される。成道秀雄、前掲論文、125頁。
- 42) 金子宏『租税法（第11版）』225頁。
- 43) 仮に、税務上、みなし譲渡課税を行わないとしたら、区分変更前の有価証券の取得価額（帳簿価

額)が区分変更後の有価証券の取得価額に引き継がれることになる。すなわち、現行法では、売買目的有価証券から満期保有目的等有価証券ないしその他有価証券への区分変更、その他有価証券から売買目的有価証券への区分変更については、時価でみなし譲渡課税が行われるが、仮にみなし譲渡課税が行われなかったら、前者は売買目的有価証券の取得価額、後者はその他有価証券の取得価額が区分変更後の有価証券の取得価額に引き継がれることになる。